5　管理の内容
⑴　道路専用施設（路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他もっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設（道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
⑵　路肩に接する法面で、別図に示す範囲内にあるものについての維持
⑶　原則として道路専用施設に係る災害復旧
6　管理の期間　平成23年７月19日から道路の存続する日まで

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規程により堤防と道路との兼用工作物の管理方法について協議が成立したので、同条第２項の規程に基づき、公示する。
その関係図書は、北陸地方整備局及び同局信濃川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成23年８月11日
北陸地方整備局長　前川　秀和
1　河川の名称　信濃川水系信濃川
2　河川管理施設の名称又は種類　左岸堤防
3　河川管理施設の位置　新潟県長岡市与板町本与板字金沢4444番の２地先から新潟県長岡市与板町東与板98番地先まで及び新潟県長岡市与板町与板字新中島5034番地先から新潟県長岡市与板町与板字新中島5160番の３地先まで
4　管理を行う者の氏名及び住所
氏名　道路管理者　長岡市長　森　　民夫
住所　新潟県長岡市幸町２丁目１番１号
5　管理の内容
⑴　道路専用施設（路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他もっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設（道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
⑵　路肩に接する法面で、別図に示す範囲内にあるものについての維持
⑶　原則として道路専用施設に係る災害復旧
6　管理の期間　平成23年７月19日から道路の存続する日まで

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規程により堤防と道路との兼用工作物の管理方法について協議が成立したので、同条第２項の規程に基づき、公示する。
その関係図書は、北陸地方整備局及び同局信濃川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成23年８月11日
北陸地方整備局長　前川　秀和
1　河川の名称　信濃川水系信濃川
2　河川管理施設の名称又は種類　左岸堤防
3　河川管理施設の位置　新潟県長岡市釜ヶ島字五百島8562番から新潟県長岡市岩野字諏訪島1480番の１地先まで
4　管理を行う者の氏名及び住所
氏名　道路管理者　長岡市長　森　　民夫
住所　新潟県長岡市幸町２丁目１番１号
5　管理の内容
⑴　道路専用施設（路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他もっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設（道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
⑵　路肩に接する法面で、別図に示す範囲内にあるものについての維持
⑶　原則として道路専用施設に係る災害復旧
6　管理の期間　平成23年７月19日から道路の存続する日まで

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、栃木労働局の関係事業主を代表する者太田博の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。
平成23年８月11日
厚生労働大臣　細川　律夫
記
1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、栃木労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。
3　推薦締切日　平成23年８月22日
4　推薦書及び添付書類提出先　栃木労働局労働基準部労災補償課
様式
平成　　年　　月　　日
厚生労働大臣　　殿
団体名及びその代表者名
印
参与候補者の推薦について
労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

(注)1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

裁判所

平成23年司法試験予備試験口述試験の試験場変更公告

司法試験法（昭和24年法律第140号）第７条の規定に基づき、平成23年２月21日付け官報第5499号で公告した平成23年司法試験予備試験の試験場のうち、口述試験の試験場について次のとおり変更する。
平成23年８月11日
司法試験委員会委員長　髙橋　宏志
変更前　法務省浦安総合センター（千葉県浦安市日の出２－１－16）
変更後　ＴＫＰ東京駅日本橋ビジネスセンター（東京都中央区日本橋１－３－13日本橋中央ビル）
なお、試験場の変更に関する問い合わせは、司法試験委員会（〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省内　電話03（3580）4111㈹）に行うこと。

公　告

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。
平成二十三年八月十一日
九州経済産業局長　滝本　　徹
一　件名　阿久根ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会
二　期日　平成二十三年九月八日　午後二時から
三　場所　阿久根中央公民館（鹿児島県阿久根市波留五八〇〇―一）
四　事案の要旨
1　総原価を見直した結果、現行ガス料金を平均九・二三％引き上げるほか、その他供給条件の変更に伴う一般ガス供給約款の変更を行う。
2　詳細は、九州経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎）並びに阿久根ガス株式会社（鹿児島県阿久根市大丸町九十一―二十）において閲覧に供する。
五　その他
1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。)、氏名（ふりがなを付すること。)、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。)及び職名）及び意見の概要を記載したもの九州経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。)を作成し、封筒の表に「阿久根ガス関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十三年八月二十五日までに、九州経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号八一二―八五四六　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、九州経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。